

施行年月日 2017 年 5 月 1 日

一部改正 2018 年 4 月 9 日

2021 年 4 月 1 日

2023 年 4 月 1 日

2025 年 4 月 1 日

2026 年 4 月 1 日

## 部活動の考え方

1. 生徒一人ひとりが「文武両道」に秀でることを目指して行う。
2. 生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、中高どのコースにあっても、入部を保障される。
3. 人間性や社会性を磨き、たくましい心を育てるなど大きな教育的意義がある一方で、行き過ぎた指導や勝利至上主義による加熱等の課題が指摘されていることから、生徒の自主性の伸長を期して行う。

### 【中学校】

1. 活動時間 ※以下の「平日」とは、生徒の登校日を指し、「休日」とはそれ以外の日を指す。

平日 18:10 まで（完全下校 18:30）

休日 17:10 まで（完全下校 17:30）

ただし、以下の期間については活動時間を延長し、19:00 完全下校としてもよい。

- ・中総体……大会 3 週間前から
- ・新人大会…1 学期期末試験終了時から
- ・上記 2 大会の県大会……大会 2 週間前から

また、大会参加や練習試合等を除き、活動は平日 2 時間程度まで、休日 3 時間程度までとし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

休日に練習試合等で活動が 3 時間を超える場合は、事前に 申請し許可を得る。（ただし、長期休業中・GW期間中を除いて年 12 回を上限とする。野球部については、試合に要する時間が長いことから上限を年 15 回とする。）

2. 休養日

休養日の設定については、生徒にも考えさせ、顧問と相談の上決定する。

- (1) 週当たり原則 2 日以上（平日、休日それぞれ 1 日以上）の休養日を設ける。大会参加等で休日に連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、(1) に準じる。GW については、期間中の休日に必ず 2 日以上の休養日を設ける。

3. その他

- (1) 定期試験前の 1 週間は活動しない。ただし、各部ごとに申請承認された 4 つの大会については、大会 10 日前から 1 時間程度の特別練習を認める。（事前に申請し許可を得る）。
- (2) 部としての朝練習は、校長が特別な事情があると認めた場合を除き行わない。
- (3) 補習に指名された生徒は、補習を優先する。
- (4) 顧問は、部員の学業成績を把握し、必要に応じて面談を実施するなどして学力向上を目指して指導する。

- (5) 中学校 1 年生については、4 月中は原則 17:00 完全下校とする。
- (6) 中学校水泳部については、外部施設を利用することから高校同様の扱いとする。
- (7) 長期休業期間中（春季休業、夏季休業、冬季休業、GW）の遠征合宿は、年間 14 日以内とする。
- (8) 月間活動予定表を作成し管理職に提出する。また、翌月初めには活動実績を報告する。
- (9) 参加する大会等を精選し、恒常的にいわゆる「ハイシーズン」とならないよう年間計画を立てる。

## 【高等学校】

高校の部活動を A・B の 2 グループに分ける。A グループは、サッカー部、硬式野球部、バスケットボール部とし、その他は B グループとする。

### [A グループ]

1. 活動時間 ※以下の「平日」とは、生徒の登校日を指し、「休日」とはそれ以外の日を指す。

平日 18:40 まで（完全下校 19:00）

休日 17:40 まで（完全下校 18:00）

また、公式大会参加を除き、1 日の活動時間は平日 3 時間程度まで、休日 4 時間程度までとし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

休日に練習試合等で活動が 4 時間を超える場合は、事前に申請し許可を得る（ただし、長期休業中・GW 期間中を除いて年 20 回を上限とする。硬式野球部については、試合に要する時間が長いことから上限を年 25 回とする。）

2. 休養日

休養日の設定については、生徒にも考えさせ、顧問と相談の上決定する。

- (1) 週当たり原則 2 日以上（平日、休日それぞれ 1 日以上）の休養日を設ける。大会参加等で休日に連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、(1) に準じる。GW については、期間中の休日に必ず 2 日以上の休養日を設ける。

3. その他

- (1) 定期試験前の 1 週間は活動しない。ただし、各部ごとに申請承認された 4 つの大会については、大会 10 日前から 1 時間程度の特別練習を認める。（事前に申請し許可を得る）。
- (2) 部としての朝練習は、校長が特別な事情があると認めた場合を除き行わない。
- (3) 補習に指名された生徒は、補習を優先する。
- (4) 顧問は、部員の学業成績を把握し、必要に応じて面談を実施するなどして学力向上を目指して指導する。
- (5) 長期休業期間中（春季休業、夏季休業、冬季休業、GW）の遠征合宿は、年間 14 日以内とする。
- (6) 月間活動予定表を作成し管理職に提出する。また、翌月初めには活動実績を報告する。
- (7) 参加する大会等を精選し、恒常的にいわゆる「ハイシーズン」とならないよう年間計画を立てる。

### [B グループ]

1. 活動時間 ※以下の「平日」とは生徒の登校日を指し、「休日」とはそれ以外の日を指す。

平日 18:40 まで（完全下校 19:00）

休日 17:40 まで（完全下校 18:00）

また、公式大会参加を除き、1日の活動時間は平日 2.5 時間程度まで、休日 4 時間程度までとし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

休日に練習試合等で活動が 4 時間を超える場合は、事前に申請し許可を得る（ただし、長期休業中を除いて年 15 回を上限とする。軟式野球部については、試合に要する時間が長いことから上限を年 18 回とする。）

## 2. 休養日

休養日の配置については、生徒にも考えさせ、顧問と相談の上決定する。

- (1) 週当たり原則 2 日以上（平日、休日それぞれ 1 日以上）の休養日を設ける。大会参加等で休日に連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、授業日に準じる。GW については、期間中の休日に必ず休養日を設ける。

## 3. その他

- (1) 定期試験前の 1 週間は活動しない。ただし、各部ごとに申請承認された 4 つの大会については、大会 10 日前から 1 時間程度の特別練習を認める。（事前に申請し許可を得る）。
- (2) 部としての朝練習は、校長が特別な事情があると認めた場合を除き行わない。
- (3) 補習に指名された生徒は、補習を優先する。
- (4) 顧問は、部員の学業成績を把握し、必要に応じて面談を実施するなどして学力向上を目指して指導する。
- (5) 長期休業期間中（春季休業、夏季休業、冬季休業、GW）の遠征合宿は、年間 14 日以内とする。
- (6) 月間活動予定表を作成し管理職に提出する。また、翌月初めには活動実績を報告する。
- (7) 参加する大会等を精選し、恒常的にいわゆる「ハイシーズン」とならないよう年間計画を立てる。